

3. 水害に関する各主体の対策マニュアル

3-1. 発災前後における各主体の連携体制の概要

(1) 災害対応における各主体の役割

本章においては、主体として「地方公共団体」、「指定検査機関」、「浄化槽業界団体」、「保守点検業者」、「清掃業者」、「工事業者」、「住民(浄化槽管理者・設置者・使用者)」の7つに区分している。災害時においては、各主体の特長を発揮しながら、当該地域の被災した浄化槽への対応を進めていくことが求められる。その際の役割分担の一例を整理し、図3-1-1に示した。すなわち、

- ①**保守点検業者、清掃業者、工事業者は実働部隊として被災した浄化槽の確認、応急対応、復旧を行う。**
 - ②**指定検査機関あるいは、浄化槽業界団体は情報を管理する立場として、被災地域近隣の保守点検業者・清掃業者への被災浄化槽の情報提供や、浄化槽の被害状況及びその対応状況等について情報を収集・整理する。**
 - ③**地方公共団体は各主体の対応について全体を統括するとともに、被害状況の報告に基づき、行政対応(衛生対策、財政支援等)を検討・実施する。**
- との体制を示している。(ただし、こうした連携体制は、地域の実情に応じて異なる。)

なお、本マニュアルにおける浸水害と洪水の定義は以下のとおりである。

浸水害（内水）：大雨等による地表水の増加に排水が追いつかず、用水路、下水溝などがあふれて氾濫したり、河川の増水や高潮によって排水が阻まれたりして、住宅や田畠が水につかる災害。

洪水（外水）：堤防の決壊や河川水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫。

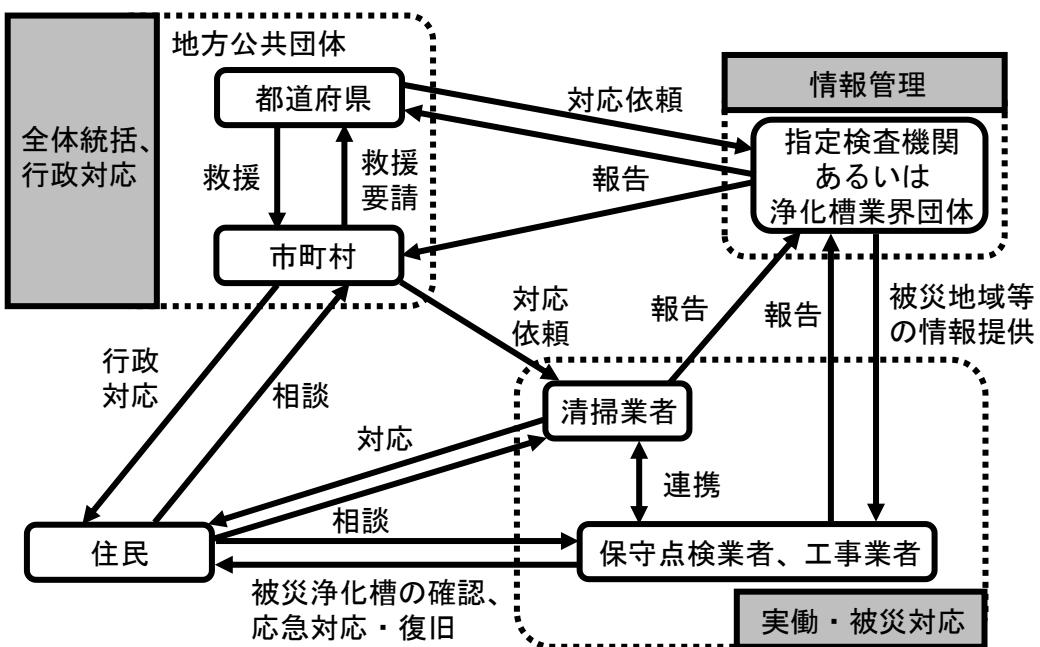


図 3－1－1 災害対応における各主体の役割の例

(2) 各主体の連携体制

発災時に各主体が(1)で示したような役割を果たすためには、1) 災害予防、2) 災害応急対策、3) 災害復旧・復興の3つの段階において、各主体が実施すべき内容を明確に把握したうえで他主体と連携して必要な作業を進めていくことが求められる。図 3－1－2、図 3－1－3、図 3－1－4 には1)～3)の段階における各主体の連携内容の一例を紹介している。また、これらの図の記載内容に関連して、**主体ごとに検討・実施すべき内容の一例について**は、後述する 3－2. ～3－8. に整理されている。

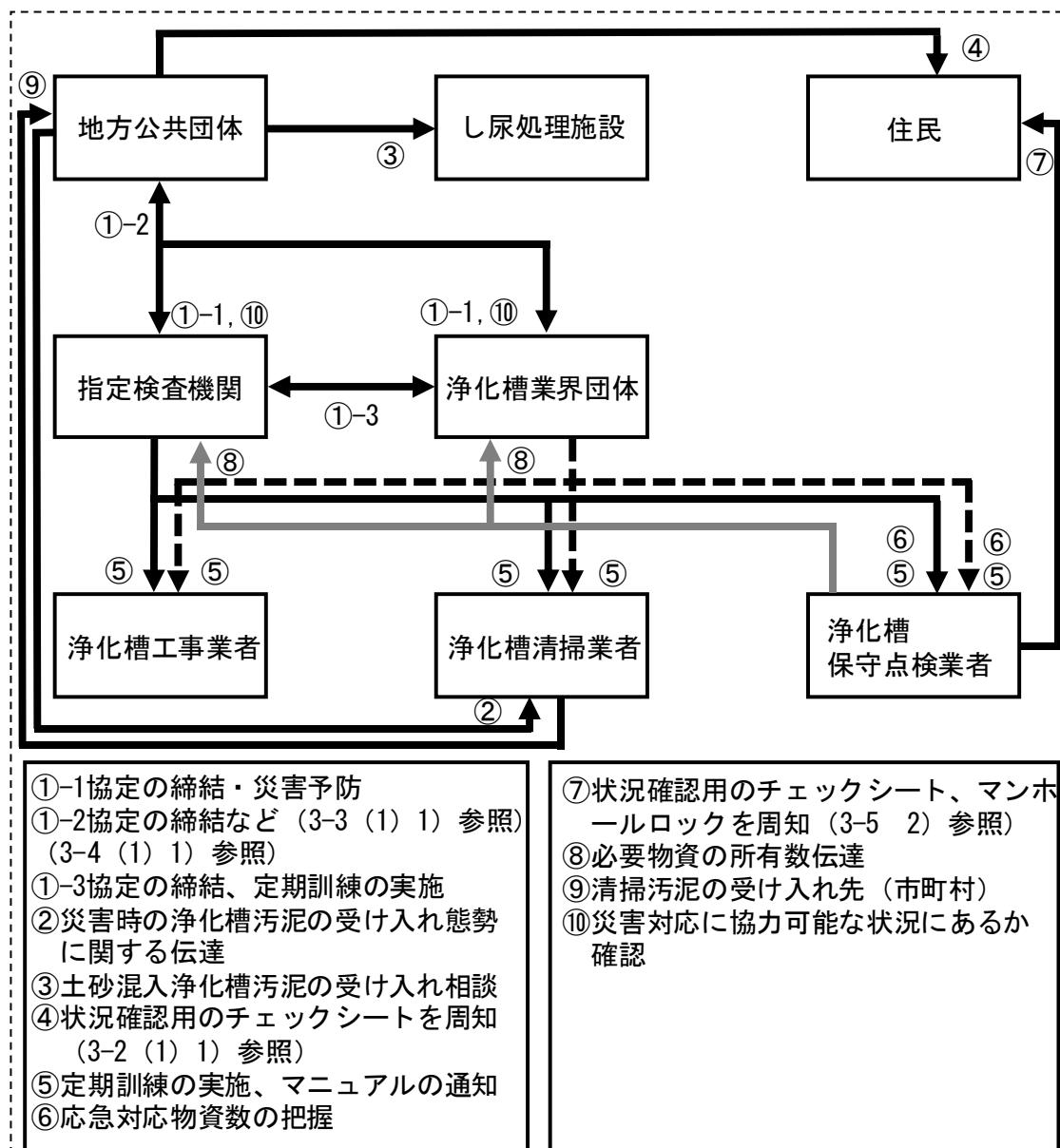


図3－1－2 災害予防における各主体の連携体制の一例

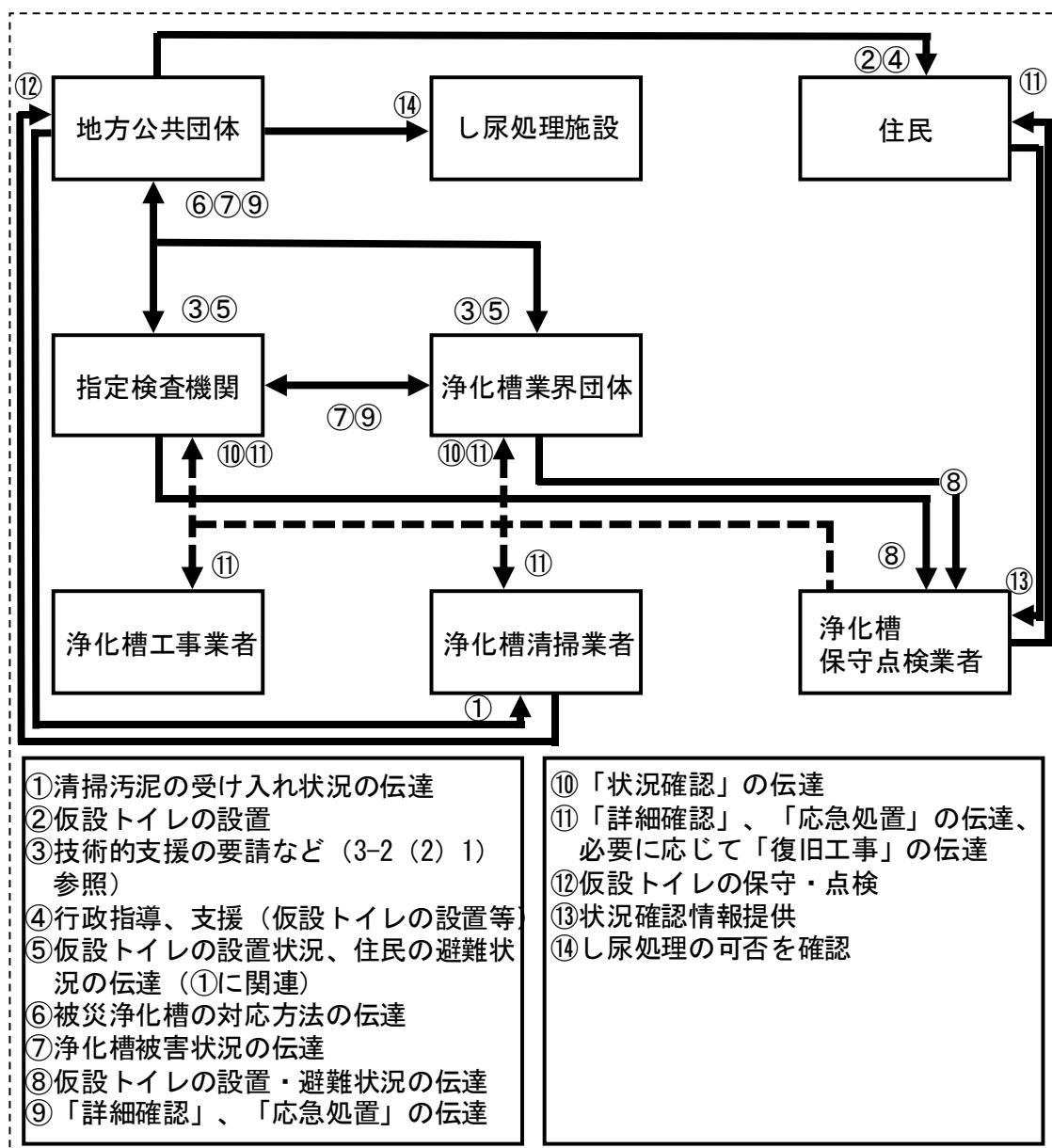


図3－1－3 災害応急対策における各主体の連携体制の一例

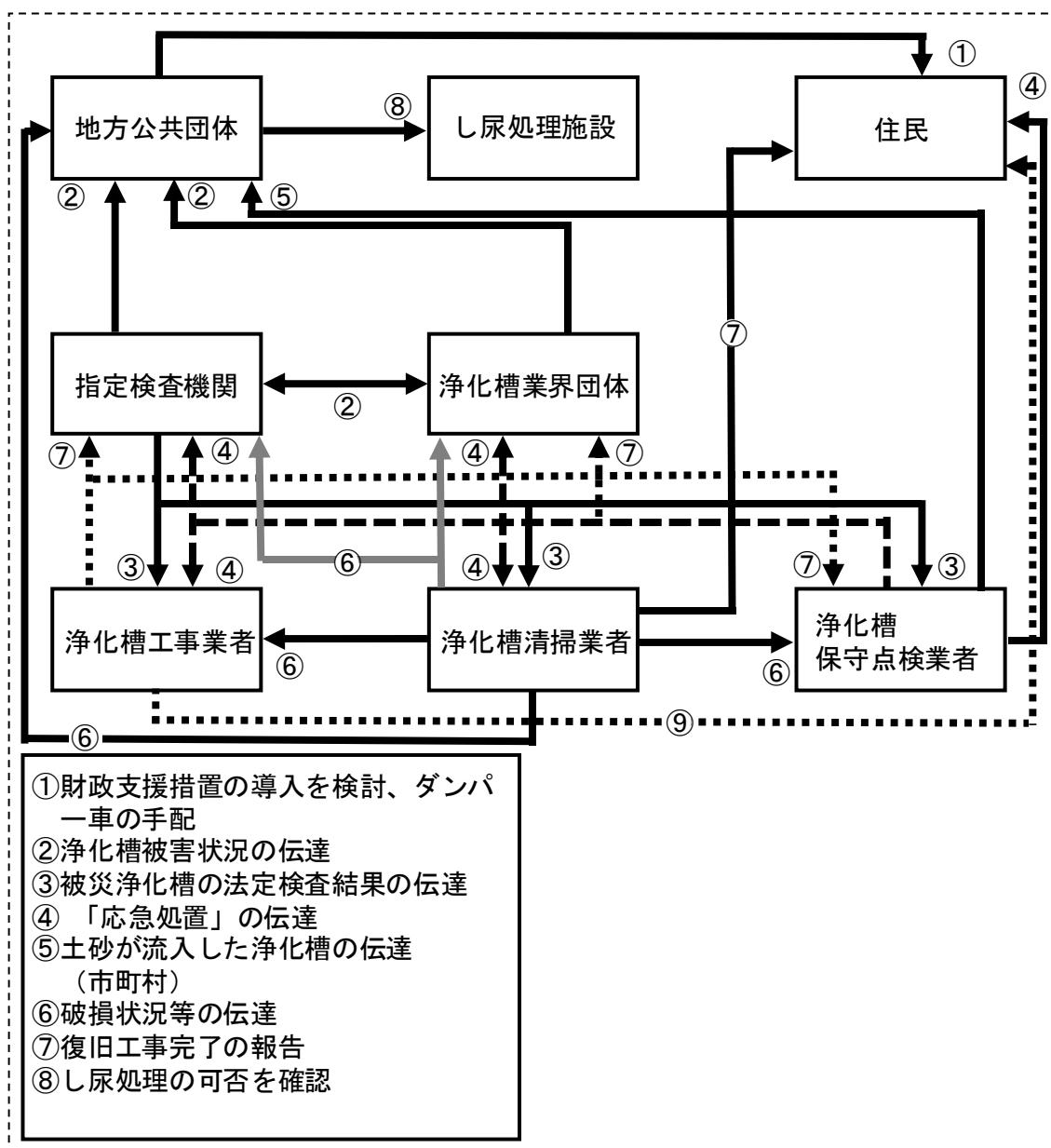


図3－1－4 災害復旧・復興における各主体の連携体制の一例